

## 入札説明書等に関する質問回答(第2回)

事業名： 環状3号線(杉田港南台地区)電線共同溝PFI事業

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第2回質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書		2	2	1	(3)					道路附属物（道路照明、道路標識等）	第1回質問回答NO.3で、「植樹帯内の樹木類（樹木、枯損木）は、詳細設計等により仮移植、撤去・復旧等が必要となる場合は、道路管理者と協議して、実施してください。設計変更の対象とします。」とありますが、根上り対策（縁石補修含む）についても同様の考え方で宜しいでしょうか。また、調査・設計するうえにおいて、樹木医からの意見収集や樹木の根系調査が必要と判断し、それらに関して貴市との協議の結果、実施することとなった際には設計変更対象との捉え方で宜しいでしょうか。	前段は、道路管理者と協議の上決定します。後段は、ご理解のとおりです。
2	入札説明書		10	3	2	(4)	オ				提案書類の使用等	第1回質問回答NO.15で「提案概要書」（様式7-1～7-2）は…記載してください、とありますが、提案書（様式6）は非開示と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書		3	1	7	(5)	1)				事業期間	本事業における工事業務期間は、4週8休を考慮して設定しているとの認識で宜しいでしょうか。	工事業務期間は、市の電線共同溝工事の実績を基に設定しています。週休2日の取り扱いについては、事業者にてご検討ください。
4	要求水準書		8	2	1	(5)	4)				成果品の提出	「・・・なお、電子納品に対応するための措置については本市の「電子納品ガイドライン（案）【業務編】（横浜市（平成23年6月）」を参考にすること。」とありますが、最新版は平成31年3月版のようですので、最新のものを参考にすることによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	要求水準書		8	2	1	(5)	4)				成果品の提出	「・・・なお、電子納品に対応するための措置については本市の「電子納品ガイドライン（案）【業務編】（横浜市（平成23年6月）」を参考にすること。」とありますが、BIM/CIMの活用について提案内容によっては成果品の提出物について協議により変更できるのでしょうか。	BIM/CIMを活用する場合の成果品については、市と協議により決定します。
6	要求水準書		9	2	2						BIM/CIMの活用について	9/1の一部訂正にて、それぞれの役割分担を明確にした上で、と「BIM/CIM活用ガイドライン（案）国土交通省」を参考に協議の上決定する、の表記がなくなっています。入札段階で、適用するBIM/CIMの詳細モデルや実施内容等を提示することになるとは思いますが、実施段階で必要となる具体的な内容や費用の協議をさせていただくことは可能でしょうか。（要求水準書p.17 工事業務におけるBIM/CIM活用についても同様です）	契約は提案内容に基づいて行うため、「BIM/CIM」の活用を提案していただいた場合、その費用は入札金額に含まれます。「BIM/CIM」を活用する場合、業務実施段階において具体的な内容を協議し、合理的な理由があるものについては、必要に応じて設計変更の協議対象とします。
7	要求水準書		9	2	2						BIM/CIMの活用について	「入札説明書等への質問回答について（令和3年9月1日）」では、BIM/CIMの活用は必要に応じて実施するものであり、評価の視点にするもの、この提案によって増加すると考えられる費用は、設計変更の対象としないとされています。本事業は独立採算型や混合型など、事業者の工夫によって収入を得る工夫ができるものではなく、事業実施において必要なサービスを購入する、サービス購入型PFIであると理解しています。BIM/CIMの具体的な活用を提案し、その有効性を評価していただいたものが、設計変更対象外となる理由について教示願います。またBIM/CIM成果は、本事業のみならず、本事業区間で今後必要となる道路事業や道路防災事業等に活用できると考えており、これらの価値を対価として認めない理由についてもご教示願います。	提案内容の評価については、附属資料3「落札者決定基準」に基づき審査委員会が行います。契約は提案内容に基づいて行うため、「BIM/CIM」の活用を提案していただいた場合、その費用は入札金額に含まれます。「BIM/CIM」を活用する場合、業務実施段階において具体的な内容を協議し、合理的な理由があるものについては、必要に応じて設計変更の協議対象とします。
8	要求水準書		9	2	3	(2)					調査項目	第1回質問の回答NO.166では試験掘箇所変更については設計変更対象とされています。同第1回質問回答NO.30の前段で「試験掘りに非破壊探査を織り交ぜた埋設物探査は可能」となっていますが、後段で「非破壊探査による埋設物探査は設計変更対象外」となっている理由についてご教示願います。	地下埋設物調査（試験等）の調査方法について、市は附属資料9「見積参考資料」の調査内容を見込んでいますが、入札時には事業者にて提案をお願いいたします。契約は提案内容に基づいて行い、提案内容にかかる費用については入札金額に含まれます。業務実施段階で調査方法の変更に伴う設計変更は行いませんが、試験掘箇所の変更等、合理的な理由があるものについては、必要に応じて設計変更の協議対象とします。
9	要求水準書		9	2	3	(3)					設計項目	第2、1、(1)一般事項において、的確な構造や景観に配慮した舗装等の提案を求めています。入札説明書等への質問回答について（令和3年9月1日）では、道路設計、歩道設計、排水設計が必要になった場合でも設計変更の対象としないと回答されています。本事業は独立採算型や混合型など、事業者の工夫によって収入を得る工夫ができるものではなく、事業実施において必要なサービスを購入する、サービス購入型PFIであると理解しています。的確な構造や景観に配慮するために道路設計、歩道設計、排水設計等の必要性を提案して合意いただけただけのものが、設計変更対象外となる理由について教示願います。また、設計変更は認めないと条件とする場合、原型復旧を前提とした提案を求めていると理解して良いのかをご教示ください。	前段について、契約は提案内容に基づいて行うため、提案内容にかかる費用については入札金額に含まれます。業務実施段階で発生した内容で、合理的な理由のあるものについては、必要に応じて設計変更の協議対象とします。後段は、原型復旧及び法令等に適合した構造による整備を考えています。
10	要求水準書		9	2	3	(3)					設計項目	山留工設計（仮設）が必要となった場合は、設計、工事ともに設計更の対象となるとの認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第2回質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
11	要求水準書		9	2	2						BIM/CIMの活用について	要求水準書（案）に記載のあった「なお、実施内容及び実施方法については、「BIM/CIM活用ガイドライン（案）国土交通省」を参考に協議の上、決定する。・・・」が削除されていますが、このうち後半部分の「・・・なお、BIM/CIMに要する費用は実施内容に基づいた見積書の提出を求め、妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。」について削除された理由が「入札説明書等の訂正表」にも見当たりません。これは、予定価格は変わらず、入札額に「含めない」から「含める」に変更したという解釈でよろしいでしょうか。	予定価格は変わりません。契約は提案内容に基づいて行うため、「BIM/CIM」の活用を提案していただいた場合、その費用は入札金額に含まれます。
12	要求水準書		9	2	2						BIM/CIMの活用について	入札説明書等に関する質問回答（第一次）No25関連：「BIM/CIMの活用については、提案内容の評価の視点としており、評価の対象となります。」とありますが、これは、BIM/CIMを活用することが事業目的の一つであり、活用すること自体が評価されるという意味でしょうか。あるいは、BIM/CIM使用は事業目的達成のための一手段であり、BIM/CIM使用の有無にかかわらず、要求水準を超える成果（提案）およびその達成の確からしさが評価されるという解釈でよろしいでしょうか。	質問の後者を想定しています。提案の評価は、附属資料3「落札者決定基準」に基づき審査委員会が行います。
13	要求水準書		9	2	2						BIM/CIMの活用について	入札説明書等に関する質問回答（第一次）No25関連：要求水準を超えるレベルおよびその達成の確からしさが同等のふたつの提案において、BIM/CIMを活用した場合と、活用しない場合で評価に差は生じますでしょうか。	提案の評価は、附属資料3「落札者決定基準」に基づき審査委員会が行います。
14	要求水準書		10	2	4	(4)					公図・土地・建物登記簿調査	測量成果品に、「公図・土地・建物登記簿調査」が記載されていますが、見積参考資料では記載がありません。こちらは、現地踏査等に基づき数量が確定後に設計変更という認識で宜しいでしょうか。もしくは、民間事業者では登記簿取得に費用が発生するため、貴市で公用申請していただくことは、出来ないでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段については、本市で公用申請することは可能です。
15	要求水準書		12	2	6	(6)					埋設占用事業者の確認及び移転協議	第1回質問の回答NO.42において、移転計画立案に伴い必要とされる試掘については「設計変更の対象とはなりません」とあります。本事業は独立採算型や混合型など、事業者の工夫によって収入を得る工夫ができるものではなく、事業実施において必要なサービスを購入する、サービス購入型PFIであると理解しています。試掘箇所を増やす適切な必要性を提案して合意いただけただけのものが、設計変更対象外となる理由について教示願います。なお、同第1回質問の回答NO.166では試験掘箇所変更については設計変更対象とされています。	契約は提案内容に基づいて行います。業務実施段階で発生した内容で合理的な理由があるものについては、必要に応じて設計変更の協議対象とします。移転計画立案に伴い必要とされる試掘については、「設計変更の対象とする。」へ変更します。
16	要求水準書		12	2	6	(3)					企業者調整会議（道路占用者（既存ストック占有者含む）、占用予定者）	「・・・占用許可申請書により入線事業者等と協議したうえで設計図書を作成する。」とありますが、占用許可申請書は電線共同溝建設完了後の占用の許可申請のために作成するものではないでしょうか。また、設計図書作成時点では、占用許可申請書を作成するためのデータが揃っていないので、作成できないのではないのでしょうか。	要求水準書に示す占用許可申請書は、整備計画（案）の策定にあたり詳細設計段階において、電線管理者から道路管理者へ提出される占用申請書類（敷設計画書、建設負担金計算書、占用許可申請書）を指します。
17	要求水準書		12	2	6	(3)					企業者調整会議（道路占用者（既存ストック占有者含む）、占用予定者）	「・・・電線共同溝の整備等に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づく占用許可申請書により入線事業者等と協議したうえで・・・」とありますが、占用許可申請書の有無ではなく、入線意思確認を実施したうえで入線希望者と協議を行うという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、要求水準書に示す占用許可申請書は、詳細設計段階において、道路管理者からの依頼により電線管理者が道路管理者へ提出する占用申請書類（敷設計画書、建設負担金計算書、占用許可申請書）を指します。
18	要求水準書		17	3	2	(2)	1)				業務の条件	支障移設工事については、詳細設計の進捗状況に関わらず、本号に規定されている占有者との移設箇所・位置等の確認及び貴市との協議が完了次第、工事着手することは可能との捉え方で宜しいでしょうか。	調査・設計業務の成果に基づき、本施設の整備工事を行うものとし、現場状況等において特別な事情がある場合においては、市と協議することとします。
19	要求水準書		17	3	2	(2)	3)				業務の条件	支障移設工事施工後は速やかに舗装の仮復旧を行うこととされていますが、第1回質問回答NO.64において試験掘には舗装本復旧に係る工程が含まれていることから、移設工事施工後の本復旧についても、貴市と協議のうえ、舗装本復旧を実施することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書		17	3	1	(8)					BIM/CIMの活用について	要求水準書（案）に記載のあった「なお、実施内容及び実施方法については、「BIM/CIM活用ガイドライン（案）国土交通省」を参考に協議の上、決定する。・・・」が削除されていますが、このうち後半部分の「・・・なお、BIM/CIMに要する費用は実施内容に基づいた見積書の提出を求め、妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。」について削除された理由が「入札説明書等の訂正表」にも見当たりません。これは、予定価格は変わらず、入札額に「含めない」から「含める」に変更したという解釈でよろしいでしょうか。	予定価格は変わりません。契約は提案内容に基づいて行うため、「BIM/CIM」の活用を提案していただいた場合、その費用は入札金額に含まれます。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第2回質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
21	要求水準書		18	3	3	(1)					電線共同溝	山留工設計（仮設）が必要となった場合は、工事の設計変更の対象となるとの認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書		20	3	3	(3)					舗装復旧工	舗装仮復旧、舗装本復旧において、貴市や土木事務所との協議の結果に伴う条件や断面、施工方法等の変更は、設計変更対象との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	落札者決定基準		9								施設整備計画におけるBIM/CIM活用提案について	第1回質問回答No.25について、「BIM/CIM活用が評価の視点としており、評価の対象となります。」とありますが、評価の対象となるのは、落札者決定基準に記載されている施設整備計画「施工段階の手戻りを最小化する調査・設計」（配点80）の項目のことを指しているという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 その他の項目についても、提案内容が附属資料3「落札者決定基準」に記載の評価の視点「その他、具体的かつ優れた提案がなされているか。」に該当する場合は、「落札者決定基準」に基づき審査委員会が評価します。
24	落札者決定基準		9								施設整備計画におけるBIM/CIM活用提案について	第1回質問回答No.25で「BIM/CIM提案内容を実施するにあたっては、設計変更の対象とはなりません。」と回答がありましたが、「評価の視点」にあるBIM/CIM活用を満足するには数千万円規模の費用が必要となります。 国土交通省は、「BIM/CIMとは、計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても、情報を充実させながらこれを活用し、あわせて事業全体にわたる関係者間で情報を共有することにより、一連の建設生産システムにおける受発注者双方の業務効率化・高度化を図るもの」と位置づけ、試行段階として先行するPFI事業では設計変更の対象として認めて頂いています。 また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第十四条（高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格）にも定めがあります。 改めまして、BIM/CIM構築費用を設計変更対象として認めていただけるようご検討をお願いいたします。	提案内容については、附属資料3「落札者決定基準」に基づき審査委員会が評価します。 契約は提案内容に基づいて行うため、「BIM/CIM」の活用を提案していただいた場合、その費用は入札金額に含まれます。 「BIM/CIM」を活用する場合、業務実施段階において具体的な内容を協議し、合理的な理由があるものについては、必要に応じて設計変更の協議対象とします。
25	様式集		4	2	1	(4)					電子媒体による提出	「電子データのファイル形式等は、様式の指定があるものはMicrosoft社製WordもしくはMicrosoft社製excel、資料集についてはPDFファイルとする。」とありますが、この様式の指定というのは各様式の下欄に記載事項を指すということでしょうか。	ご理解のとおりですが、記載事項に指定が無い様式は入札公告の提供データのファイル形式で提出してください。
26	様式集										様式4-2入札価格内訳書	内訳欄に「入札価格（ア+イ）」とありますが、その他費用は含まなくてよいのでしょうか。あるいは、「入札価格（ア+イ+ウ）」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。「入札価格（ア+イ+ウ）」として作成してください。
27	様式集										様式5-2施設整備費 様式5-3維持管理費及びその他費用	様式5-2施設整備費の「その他施設費」として、SPC設立、融資を受けるための運営管理会社委託費、弁護士、司法書士の費用、登録免許税、整備期間の保険料を計上し、様式5-3維持管理費及びその他費用の「その他費用」として、SPC運営のための運営会社委託費、監査法人、税理士の費用、維持管理期間の保険料を計上しているとの認識で宜しいでしょうか。	附属資料4「事業費の算定及び支払方法」の第1.の2.事業費の内訳に示すとおりですが、提案内容に応じて適切な費用の計上をお願いします。
28	様式集										様式5-8入札時積算内訳書 様式5-9工事費内訳書	様式5-8と様式5-9は同じ様式ですが、入札時積算内訳書と工事費内訳書の違いについてご教示願います。	様式5-8入札時積算内訳書は、本事業の入札手続において市に提出する電線共同溝費及び舗装復旧費に係る単価、数量その他の必要事項を記載した書類です。 様式5-9工事費内訳書は、電線共同溝費及び舗装復旧費を除く本件工事費等について、本事業の入札手続において市に提出する積算数量書です。
29	様式集										様式5-8入札時積算内訳書	入札時に提出する電線共同溝工事 内訳書について、内訳書記載の単価は、契約単価と考えてよろしいでしょうか。乗率部分については利率を契約内容と考えてよろしいでしょうか。	様式5-8入札時積算内訳書の単価は、事業契約書（案）第22条第2項に示すとおり、契約締結後に工事費合意書を締結するものです。本様式は、電線共同溝費及び舗装復旧費に係る単価を記載するものです。
30	様式集										様式7-2提案概略書	入札説明書等に関する質問回答（第一次）No102関連：情報公開が前提のため、ノウハウ保護の観点から記載内容が提案書提案内容から大幅に制限されることとなります。 その提案概要書から受ける印象も含め、評価には一切影響しないという解釈でよろしいでしょうか。 また、落札者の提案概要書が公開された場合、なぜこの事業者が高評価を受けたのか？という疑問が生じることが想定されますが、そのリスク対応を含めても評価には一切影響しないという解釈でよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、ご理解のとおりです。 提案概略書は、情報公開を前提として、応募グループの権利が著しく阻害されると認められる内容を除いて記載してください。
31	様式集										様式7-2提案概略書	入札説明書等に関する質問回答（第一次）No102関連：提案概要書は公開用と非公開用の二種類提出してもよろしいでしょうか。	本書類は情報公開用の使用を前提としているため、公開用のみ提出してください。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第2回質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
32	(補足資料) 事業契約書(案)	2	1	1	2	(3)	⑤				付保条件	「土木工事保険」について、「⑤保険金額は本施設の工事費（消費税を含む。）とする。」とありますが、保険会社に確認すると日本国内では以下の内容が加入できる上限であり、支払限度額の設定が必要との返答を頂いております。支払限度額を設定することは可能でしょうか。また、限度額の設定が出来ない場合は、保険加入方法についてご教示頂きますよう、お願いいたします。 【保険内容】 保険金額：1事故限度額5千万円（期間中限度額1億円）	支払限度額については、事業者にて提案をお願いいたします。
33	(補足資料) 事業契約書(案)	2	1	1	2	(3)	⑤				付保条件	「土木工事保険」について、「⑤保険金額は本施設の工事費（消費税を含む。）とする。」とありますが、「本施設の工事費」の用語の定義をご教示願います。 (i) 工事業務に係る工事費 (ii) 工事監理業務に係る工事監理費 (iii) 調整マネジメント業務（工事段階）に係る費用 以上のうち、(i)を対象と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	事業契約書(案)	2	1	1	3	(3)	③				事業者等が加入する 保険等	既に事業者は、親会社を契約者として応分の保険料を支払い、同保険の包括契約をしており、(3)付保条件の③以外はすべて満たす（被保険者は付保条件と同じ）ことができる契約です。本事業では、これとは別契約として新たに付保しなければならぬのでしょうか。 または、この包括契約を適用することは提案とみなされるのでしょうか。	付保条件の③の保険契約者は、事業者又は工事企業の親会社が契約者の場合も認めます。ただし、提案書にその他の付保条件を全て満たしていることを記載してください。場合によっては、追加説明資料の提出を求めることがあります。
35	(補足資料) 事業契約書(案)	2	2	1	3	(3)					付保条件 (工事期間)	「第三者賠償保険工事」について、保険金額は任意という認識で宜しいでしょうか。	事業者にて提案をお願いいたします。
36	事業契約書(案)	2	2	2	1	(3)	③				事業者等が加入する 保険等	既に事業者は、親会社を契約者として応分の保険料を支払い、同保険の包括契約をしており、(3)付保条件の③以外はすべて満たす（被保険者は付保条件と同じ）ことができる契約です。本事業では、これとは別契約として新たに付保しなければならぬのでしょうか。 または、この包括契約を適用することは提案とみなされるのでしょうか。	付保条件の③の保険契約者は、事業者又は維持管理企業の親会社が契約者の場合も認めます。ただし、提案書にその他の付保条件を全て満たしていることを記載してください。場合によっては、追加説明資料の提出を求めることがあります。
37	(補足資料) 事業契約書(案)	2	3	2	4	(3)					付保条件 (維持管理期間)	「第三者賠償保険工事」について、保険金額は任意という認識で宜しいでしょうか。	事業者にて提案をお願いいたします。
38	事業契約書(案)		16	22	4						事業費の確定	第1回質問回答NO.107で、数量が大幅に変動とありますが、増減〇〇%など目安をご提示いただけないでしょうか。	具体的には、市と協議して決定します。
39	入札時積算数量書										直接工事費	第1回質問回答NO.127で、「日当たり作業量の補正」は実施していません。」とありますが、実態にあわせて変更対象という理解で宜しいでしょうか。変更対象となる場合、補正対象となる工種をご教示ください。	「日当たり作業量の補正」については、本市においては適用していません。また、設計変更の対象とはなりません。
40	入札時積算数量書											詳細設計の結果により契約外工種が発生した場合は、横浜市公共積算単価に入札率をかけた単価が適用されると考えてよろしいでしょうか。	横浜市公共積算単価に入札率をかけた単価ではありません。附属資料4「事業費の算定及び支払方法」第3.2.詳細設計業務完了時に示す手続きにより、単価を決定します。
41	見積参考資料		47~49								調査・設計業務/調査 業務	第1回質問の回答NO.165では試験掘箇所145箇所（延長1m×幅員3m 深さ2.5m）を想定しており、事業者側での提案をお願いします。となっておりますが、調査・設計業務協議の中で、試験掘箇所数の増減や掘削寸法が変更になった場合について、設計変更対象という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	見積参考資料		81								引込・連系管設計費用	第1回質問回答NO.180で、「連系管・引込管・連系設備の設計は電線共同溝詳細設計に含んでいます。」とありますが、「横浜市電線共同溝整備マニュアル（案）R1.7」の3-2-10 引込管・連系管等の先行施工より「引込管、連系管、連系設備の管路の施工は、基本的に本体工事後の引込連系工事の際に施工するが、次の場合については、本体工事の際に合わせて施工するため、本体工事の設計数量に含めるものとする。 ①本体管路と同じ堀山範囲内の管路 ②車道部に設置した特殊部から歩道部までの車道部内の管路」 とあるため、①②は本体工事の設計数量に含めるものとし、①②を除く連系管・引込管・連系設備の設計費用は別途計上するという認識で宜しいでしょうか。	①②を除く道路区域内の設計については、ご理解のとおりです。

「環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業」入札説明書等に関する第2回質問回答

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問内容	回答
43	見積参考資料		81								引込・連系管設計費用	第1回質問回答NO.180で、「連系管・引込管・連系設備の設計は電線共同溝詳細設計に含んでいます。」とありますが、環状3号線道路敷きまでで、支道や民地は設計変更の対象ということで宜しいでしょうか。支道や民地部分の設計までを含んでいるとする場合、事業費の積算で想定している個所数と設定している歩掛を開示してください。	質問42の回答と同じです。民地等、道路区域外の設計については、電線管理者の負担となります。
44	その他										その他	本事業(工事業務)について、週休2日制確保適用工事（発注者指定）との認識で宜しいでしょうか。その場合、横浜市週休2日制確保適用工事（発注者指定）実施要領（R2.10.13）に従い、達成率により工事代金額に反映(変更)していただけるとの認識で宜しいでしょうか。	本PFI事業は、週休2日制確保適用工事（発注者指定）の除外工事です。事業者にて効率的・効果的な事業推進をお願いいたします。
45	参考資料 電線共同溝計画平面図										街路樹	電線共同溝事業の特性上、電力地上機器設置に少なからず街路樹の支障撤去が生じるかと考えます。街路樹撤去が生じた場合、可否決定及び調整は貴市貴局にて実施いただけるのでしょうか。調整とは、港南土木事務所・磯子土木事務所への説明・協議、住民説明会、市議会への周知と認識しています。	調査・設計段階及び工事段階の本事業に関する街路樹撤去の調整については、事業者の対応と考えています。維持管理段階の電力地上機器設置に関する街路樹撤去の調整については、地上機器管理者の対応と考えています。